

⑧ 住宅・店舗リフォーム促進補助金をご利用ください

問・申 笠間市商工会 友部事務所(笠間市東平 2-3-3) TEL 0296-77-0532



商工会では、住宅・店舗リフォーム促進補助金事業の申し込みを受け付けています。今年度に限り住宅物件の上限額、補助率ともに引き上げていますので、検討されている方はご利用ください。

対象工事 市内の小規模建設施工業者による建物の増築、修繕、改修に係る工事費用が20万円(税抜き)以上の工事

対象外工事 住宅または店舗と別棟の倉庫や車庫、造園工事、門扉や塀等の外構工事、電気設備や通信設備等の購入に伴う設置・取り替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事など

対象工事		申込開始
前期	工事完了および支払いが9月末までに終わる工事	5月8日(月)
後期	工事完了および支払いが12月末までに終わる工事	9月1日(金)

対象建物		補助金額
住宅	申請者が市内で自ら居住している建物(賃貸住宅は対象外)	最大15万円(補助率:15%)
店舗	小規模事業者が市内で事業を営む店舗、工場、事務所	最大20万円(補助率:20%)

申込方法 工事着工前に交付申請書および添付書類を添えて、窓口へ直接提出してください。
※郵送での受け付けはできません。

⑨ ごみ集積ボックス設置費用の一部を補助しています

問・申 資源循環課(内線129)

カラスによるごみのまき散らし対策などに効果的な、ごみ集積ボックスの設置費用の一部を補助しています。

補助額 設置費用の3分の2以内(100円未満切り捨て) ※限度額:100,000円

申請方法 購入前に事前に窓口で直接申請してください。申請書類は窓口にて用意してあります。
※予算に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

⑩ マイナポイントの申込期限が延長になりました

問 デジタル戦略課(内線217)



マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みや公金受取口座の登録で最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾事業の申込期限が9月末まで延長になりました。

決済サービスごとに、対象となる最終の決済・チャージ期限日が異なる場合がありますので、申し込みはお早めに行うことをおすすめします。

⑪ 資産等報告書等の閲覧を実施します

問 秘書課(内線227) 議会事務局(内線303)

笠間市政治倫理条例第9条第1項の規定により、市長、副市長、教育長および市議会議員全員から提出された「資産等報告書および所得等報告書」の閲覧を次のとおり実施します。

閲覧期間 5月30日(火)から5年間(土日、祝祭日、年末年始を除く)

閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 秘書課:市長、副市長、教育長分 議会事務局:市議会議員分

小中学生の登下校の見守りをお願いします。